



精神科における行動制限とは…

精神科認定看護師（行動制限最小化看護領域）
佐藤 亮

『精神科』というと、『鍵のかかる部屋に入れられる、縛られる』など暗いイメージを持たれる方がいらっしゃるかもしれません。また、そのために精神科を受診することに抵抗感を持つ方もいらっしゃるかもしれません。

そこで今回は、『鍵のかかる部屋に入れられる、縛られる』という噂について、実際はどのようなことをしているか紹介していきたいと思います。

《鍵のかかる部屋に入れられる⇒精神科では『隔離』と呼ばれています》

主に他者への暴力行為や自傷行為がある場合に精神保健指定医の資格を持った医師の指示で行われます。隔離のための部屋は『保護室』と呼ばれ、**周囲の刺激をさける・安全に配慮する・休息をとれる**といったことを目的に作られた部屋です。部屋の外から施錠されるため、自分の意思では出ることが出来ません。また懲罰のために隔離することは認められません。

《縛られる⇒精神科では『身体的拘束』と呼ばれています》

『身体的拘束』は主に**「生命保護」**を目的に行われる制限です。身体的拘束することを目的に作られた専用の物を使用し、精神保健指定医の資格を持った医師の指示のもと行われます。身体的拘束は制限が強いため、体に障害が生じる可能性があります。そのためできるだけ早く身体的拘束を解除する必要があります。隔離と同様に懲罰のために身体的拘束を行うことは認められません。

憲法で人の自由は保障されており、人が人の行動を制限することは許されていません。精神科で行われている『隔離』や『身体的拘束』は精神保健福祉法で認められているのですが、**あくまでも治療のための手段**です。

現在、法令順守・人権擁護の視点から、それらの制限を出来るだけ少なくし早期に解除できるように病院組織として日々取り組んでいます。少しでも安心して治療を受けることができるようにしていきたいと思っています。

